

松江市 報道提供資料

令和6年2月7日

件名

「第2次松江市農山漁村地域活性化基本計画」(案)に対するパブリックコメント
(意見募集)

内容

1 趣旨

本市の農林水産業の振興と農山漁村地域の活性化を図ることを目的とした「松江市農山漁村地域活性化基本条例(平成24年12月21日松江市条例第47号)」第6条の規定に基づき、松江市農山漁村地域活性化基本計画を策定しています。

この度、松江市農山漁村地域活性化委員会の意見などをとりまとめ、「第2次松江市農山漁村地域活性化基本計画」(案)を作成しました。この案を市民の皆様にお示しし、意見募集を行います。

2 意見募集期間

令和6年2月8日(木曜日)～令和6年3月8日(金曜日)(必着)

3 掲出・閲覧場所

「第2次松江市農山漁村地域活性化基本計画」(案)及びこの概要は、次の各所で御覧いただけるよう公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎(本館3階総務課内行政資料コーナー、第4別館2階農政課)
- 各支所(行政資料コーナー)

【問い合わせ】

産業経済部 農政課 担当：渡部 電話：0852-55-5225

「第2次松江市農山漁村地域活性化基本計画」(案) に対する パブリックコメント (意見募集)

松江市 産業経済部 農政課

1 趣旨

本市の農林水産業の振興と農山漁村地域の活性化を図ることを目的とした「松江市農山漁村地域活性化基本条例(平成24年12月21日松江市条例第47号)」第6条の規定に基づき、松江市農山漁村地域活性化基本計画を策定しています。

この度、松江市農山漁村地域活性化委員会の意見などをとりまとめ、「第2次松江市農山漁村地域活性化基本計画」(案)を作成しました。この案を市民の皆様にお示しし、意見募集を行いますので、幅広い御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

2 意見募集期間

令和6年2月8日(木曜日)～令和6年3月8日(金曜日)(必着)

3 掲出・閲覧場所

「第2次松江市農山漁村地域活性化基本計画」(案)及びこの概要は、次の各所で御覧いただけるよう公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎(本館3階総務課内行政資料コーナー、第4別館2階農政課)
- 各支所(行政資料コーナー)

4 御意見の提出方法

- ・次のいずれかの方法で提出してください。なお、障がいなどのため、これらの方法によりがたい場合は、下に記載しているお問合せ先までご連絡ください。
 - ・郵送
 - ・ファクシミリ
 - ・電子メール
 - ※宛先・送信先は下に記載
 - ・持参(持参先:農政課)
- ・御意見を提出される際は、意見と、お名前、ご住所、電話番号(団体にあつては、名称、所在地)
- ・様式は問いません。参考に、様式「第2次松江市農山漁村地域活性化基本計画(案)に対する意見提出書」を添付しています。

5 お寄せいただいた御意見の取扱い

- ・いただいた御意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
- ・いただいた御意見とその御意見を検討した結果、市の考え方等は、後日公表します。その際、個人が特定される情報(氏名、住所、電子メールアドレス等)は公表しません。
- ・いただいた御意見への個別の回答はいたしません。
- ・提出意見に記載された個人情報、記載内容の確認以外には使用いたしません。

◎お問合せ先・御意見の提出先

松江市 産業経済部 農政課(担当 平塚・渡部)

〒690-8540 松江市末次町86番地 電話 0852-55-5225 FAX 0852-55-5246

電子メール n-kikaku@city.matsue.lg.jp

ホームページ

https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyokeizaibu_noseika/sangyoshinko/1/1/matsueshinousanngyosonnthiikikasseikakihonkeikaku/18413.html

第2次松江市農山漁村地域活性化基本計画（案）に対する 意見提出書

お 名 前	
ご 住 所	
電 話 番 号	

※ご意見の内容について、不明な点がある場合などに内容を確認させていただくことがありますので、御記入いただきますようお願いいたします。

【ご意見記入欄】

該当箇所 (ページ)	意見内容

※これは様式の一例です。これ以外の用紙、書式でもかまいません。

(提出締切：令和6年3月8日（金）必着)

※記入される分量が多く用紙に1枚で収まらない場合は、用紙をコピーしていただくか、別の用紙に記入してください。

※郵送、ファクシミリ、電子メール又は市役所への持参のいずれかの方法で提出してください。

【お問合せ先・ご意見の提出先】

〒690-8540 松江市末次町86番地

松江市 産業経済部 農政課

電話 0852-55-5225 FAX 0852-55-5246

電子メール n-kikaku@city.matsue.lg.jp

【案】



第2次松江市農山漁村地域活性化基本計画 (概要版)



1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨と経過

- 「松江市農山漁村地域活性化基本条例(平成24年12月21日条例第47号)第6条に基づき策定
- “農政の憲法”と言われる「食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)」の見直しに対応
- 農林水産業を取り巻く情勢の変化に対応

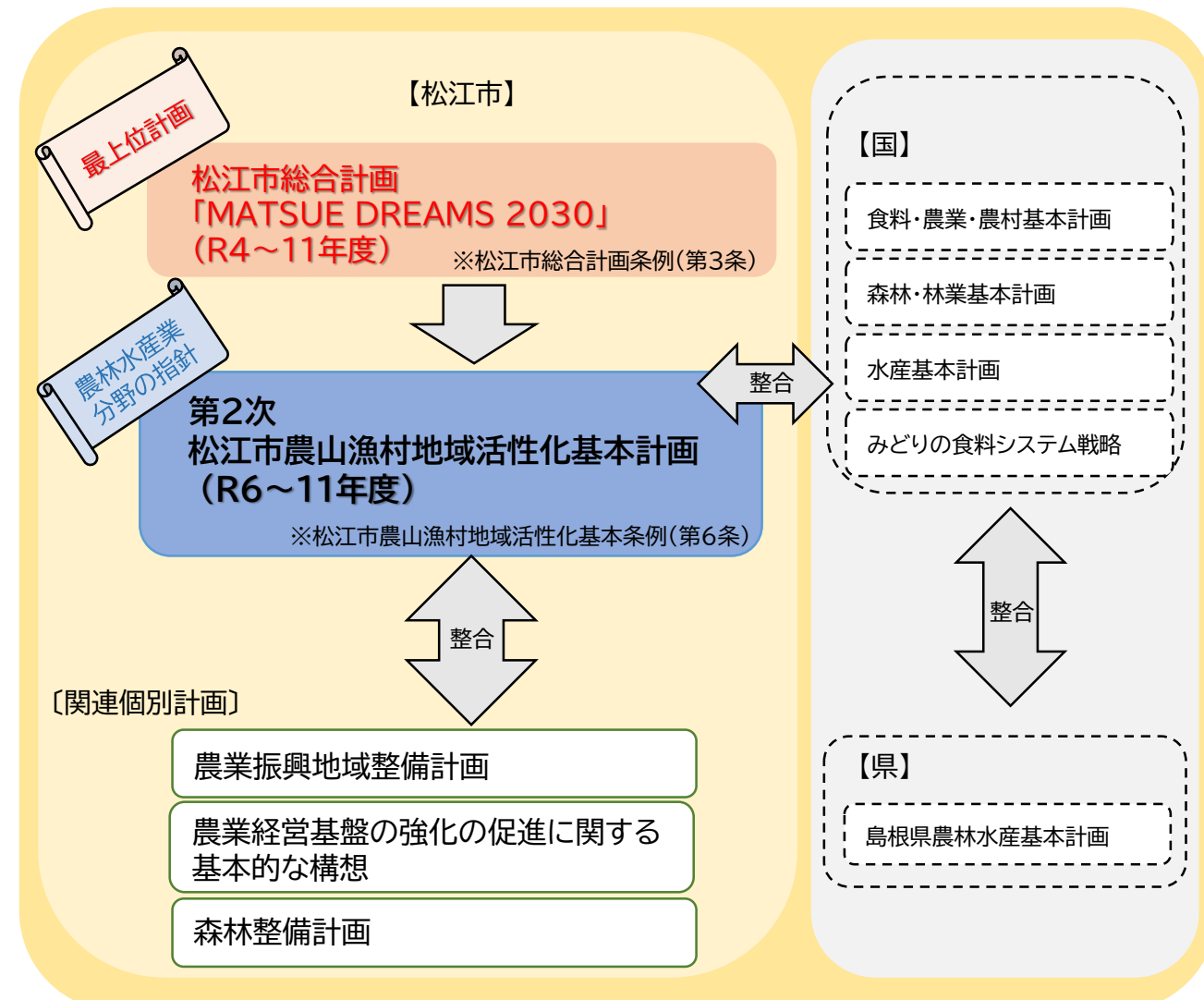
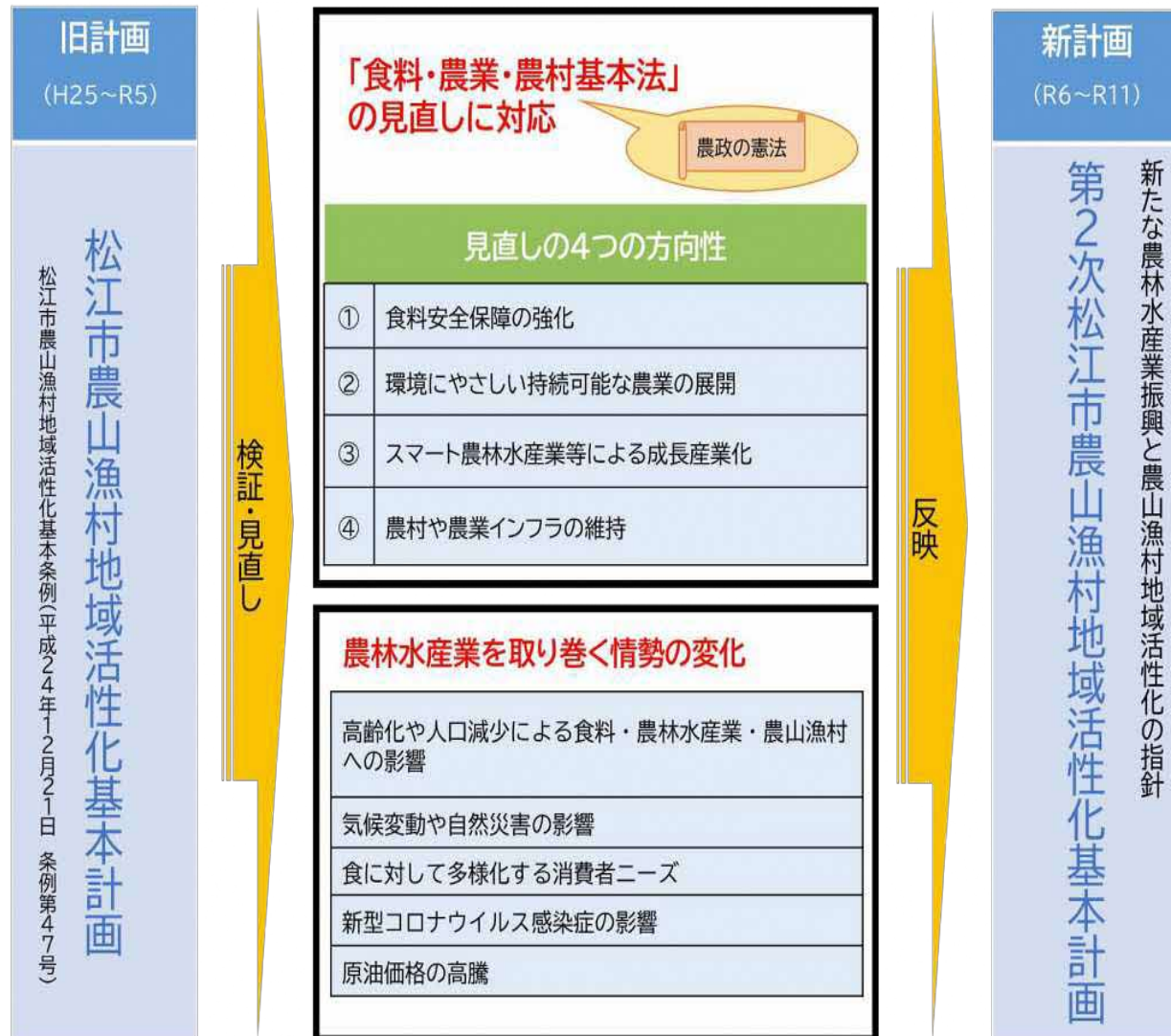
(2) 計画の位置づけと役割

- 「松江市総合計画(MATSUE DREAMS 2030) “松江産の食材がスーパーに増えた”の実現



➔ 農林水産分野の指針となる基本計画

- 国・県の計画や関連個別計画との整合性を図る。



2 計画の基本的な考え方

- 「松江市農山漁村地域活性化基本条例」 5つの基本理念
- 「農山漁村地域活性化基本計画」 9つの基本方針



「農林水産業の振興」と「農山漁村の活性化」を図る

「松江市農山漁村地域活性化基本条例」

基本理念

「農林水産業の振興」

- I 安定的な農林水産業の経営を確立する
- II 農林水産業の持続的な発展を図る
- III 食と観光の連携を図り農林水産物の消費を拡大する

「農山漁村の活性化」

- IV 後世へ引き継ぐべき農山漁村地域の有する地域資源への理解を深める
- V 農山漁村地域の集落を維持及び活性化する

基本方針

主要施策の内容

- 1 多様な担い手の育成・確保
- 2 地域の特性を活かした農産物の生産振興
- 3 多様な漁業の振興
- Key Point 4 経営安定を図るためのスマート農林水産業の推進
- Key Point 5 環境に配慮した持続可能な農林水産業の推進
- Key Point 6 農林水産物のブランド化と販路開拓
- 7 生産基盤の整備と保全

- 新たな担い手の育成・確保
- 集落営農組織の育成及び組織間の連携強化
- 多様な人材や組織の育成・確保
- 地域の特性を活かした生産振興
- スマート農林水産業による効率化と質の向上
- 環境に配慮した農林水産業の推進
- 農水商工連携や観光と連携した特産品の開発と販路拡大
- 生産性向上や省力化を図るためのほ場の大区画化や排水対策の推進
- 災害に強い生産基盤や施設整備の推進

- Key Point 8 地域を支える人材づくりと地域資源の活用
- Key Point 9 農山漁村の暮らしを支える環境づくり

- 地域を支える人材づくり
- 地域資源の発掘・磨き上げ
- 暮らしを支える環境づくり
- 豊かな自然や景観の保全
- 鳥獣被害対策の推進

3 「第2次松江市農山漁村地域活性化基本計画」のポイント

<基本方針4>

経営安定を図るための
スマート農林水産業の推進

Key
Point

〔例〕

- スマート農業技術の実証と導入支援
- 研修会及び実演会による普及・啓発
- 航空レーザー測量による森林資源管理
- 高性能林業機械の導入支援
- 沿岸漁業のスマート化の体制づくり
- 半循環取水システムの活用

<基本方針5>

環境に配慮した持続可能な
農林水産業の推進

Key
Point

〔例〕

- 環境保全型農業の技術指導と制度周知
- 資源循環型農業(耕畜連携)の取組
- スマート農林水産業の推進による環境負荷の低減
- 松江バイオマス発電所を活用
- J-クレジット制度とブルーカーボンの推進
- アワビ種苗生産の推進
- サルボウガイ人工種苗の技術移転

<基本方針6>

農林水産物のブランド化と
販路開拓

Key
Point

〔例〕

- 農水商工連携による特産品開発
- 事業者マッチングの機会の創出
- 販売を見据えた商品開発の支援強化
- 市産品の認知と販路拡大
- 商品開発後のフォローアップ
- 松江産そばの収量増加と生産安定
- 松江大根島牡丹のPR活動と販促活動

<基本方針8>

地域を支える人材づくりと
地域資源の活用

Key
Point

〔例〕

- 都市部と農山漁村地域との交流事業による関係人口の拡大
- 特定地域づくり事業協同組合との連携
- 農林水産業体験や食育学習ができる機会の創出
- 地域資源の発掘と観光資源としての活用
- 伝統野菜の継承

<基本方針9>

農山漁村の暮らしを支える
環境づくり

Key
Point

〔例〕

- 田んぼアートや朝市などの交流活動への支援
- 新規就農者・就漁者への家賃支援
- 移動販売など生活サービス支援
- 農地付き空き家の情報提供
- 地域ぐるみの鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進
- 新規有害鳥獣処理施設の検討

4 計画の推進

- 令和11年度(2029年度)を本計画の目標年度とし、9つの基本方針ごとに定めた主要施策の具体的な取組内容を事業化し、実施計画として取りまとめ推進していきます。
- 「農山漁村地域活性化委員会」を毎年度開催し、各種施策の進捗状況や成果を検証します。
- 社会情勢や経済情勢の変化など計画の見直しが必要となった場合には、目標指標や施策内容の修正を行います。